

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・**その他**）

No	22	府省庁名	農林水産省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
要望項目名	森林経営計画制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
要望内容 (概要)	<p>森林経営計画制度の属地計画について、林班を越えた一定範囲での計画作成を可能とするための見直しに伴い、見直し後の計画作成者も、以下の既存の税制上の特例措置の対象とすることを要望する。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>① 山林所得に係る森林計画特別控除 認定を受けた森林経営計画に基づいて立木を伐採又は譲渡をした場合は、所得の金額の計算上、次のア及びイのうち、いずれか低い金額を控除することができる制度 ア 立木の伐採等に係る収入金額（伐採等に要した経費を除く）の20%相当額。ただし、収入金額が3,000万円を超える場合は、その超える部分の金額については、収入金額の10%に相当する金額 イ 収入金額の50%相当額から必要経費（伐採等に要した経費を除く）を控除した残額。</p> <p>② 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 森林組合等又は都道府県知事のあっせんにより、林地保有の合理化等のために山林に係る土地を譲渡した場合において、その土地の取得者がその有する山林の全てについて森林経営計画の認定を受けた場合は、800万円を控除した残額について課税される制度。</p>		
関係条文	<p>〔 措法第30条の2、地法第32条第1項、第313条第1項 措法34の3②六及び七、65の5①、65の5②、68の76 〕</p>		
減収見込額	[初年度]	()	[平年度] ()
	[改正増減収額]	-	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>① 森林経営計画の策定により、計画的かつ合理的な森林整備及び保全を推進し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図る。</p> <p>② 林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 森林経営計画に基づき森林施業を行う場合、伐採量及び伐採時期が制約され、森林所有者は不利益を被ることとなる。このため、森林経営計画の策定にインセンティブを与え、森林経営計画に従った計画的な伐採や伐採後の更新を図る上で、本特例が必要である。</p> <p>② 効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するため、経営意欲の低下した所有者の森林を経営規模の拡大を図ろうとする者に集約化すること等により、林業経営規模の拡大、林地の集団化その他林地保有の合理化を促進することが必要である。</p> <p>森林経営計画の認定を受けた森林に限り適用されるこれらの特例は、計画的な森林施業の実施、計画的な森林施業を実施できる者への林地売却のあっせんによる林業経営基盤の強化等を通じて森林の多面的機能の持続的発揮に繋がるものである。森林経営計画制度における認定要件の見直しを行った後も、見直し後の要件でたてた森林経営計画における森林において同様の効果を有することから、当該森林においても既存の税制特例措置の対象とする必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 森林の有する多面的機能の発揮 林業の持続的かつ健全な発展</p>																					
	政策の達成目標	森林経営計画等認定面積の向上																					
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	現行に同じ																					
	同上の期間中の達成目標	—																					
政策目標の達成状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画認定済面積 (千ha)</td> <td>7,420</td> <td>7,554</td> <td>7,123</td> <td>7,260</td> <td>7,456</td> </tr> <tr> <td>認定率(%)</td> <td>43</td> <td>43</td> <td>41</td> <td>42</td> <td>43</td> </tr> </tbody> </table>					区分	H19	H20	H21	H22	H23	計画認定済面積 (千ha)	7,420	7,554	7,123	7,260	7,456	認定率(%)	43	43	41	42	43
区分	H19	H20	H21	H22	H23																		
計画認定済面積 (千ha)	7,420	7,554	7,123	7,260	7,456																		
認定率(%)	43	43	41	42	43																		
有効性	要望の措置の適用見込み	—																					
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—																					
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																					
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																					
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																					

<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>森林経営計画がたてられている森林については、計画に従った造林の着実な実施や伐採への制約などが課せられることになる。今回の森林経営計画の見直しでは、伐採等の森林施業に対する制約等の変更は一切行わないこととするとともに、これらの制約等は、従前の要件に基づき林班内の森林面積2分の1以上を集めて計画をたてた者だけでなく、今回の見直し後の要件に基づき林班を超えた一定の範囲で集約化を図り計画をたてた者に対しても一律に課せられることとなる。また、今回の見直しは、従前の林班の2分の1以上の面積を確保する要件について、同等以上の30haという面積要件を課すこととしているものである。このため、森林計画特別控除の特例は、森林経営計画の認定を受けた森林に対して公平に適用されるべきものと考えられる。</p> <p>また、林地を譲渡した場合の特別控除は、計画的かつ効率的な林業経営を行う者に山林の集約化を図るといふ林業の構造改革を促進するため、山林を譲渡した者へのインセンティブとして設けられているものである。この特例は、山林の譲渡が適切に行われることを確保するために措置されており、山林の譲渡を受けた者が当該山林について森林経営計画をたてて経営を継続することにより、当初の目的が達成されることとなる。このため、新たな面積要件でたてた森林経営計画の対象山林についても、本特例の対象にする必要がある。</p>
-----------------------	---

<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の 適用による効果（手 段としての有効性）</p>	<p>森林資源の充実に伴い、その十分な活用により森林・林業の再生を図っていくため、本特例により、計画的かつ効率的な森林施業を確保し、森林の有する多面的機能の発揮と持続的な森林経営を推進する。</p>
<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>森林の有する多面的機能を持続的に発揮するための多様で健全な森林への誘導に向けた効率的・効果的な整備を図る。</p>
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>①昭和42年 制度創設（時限措置（2年又は3年毎に延長）） ②昭和50年 制度創設（恒久措置） 平成13年 制度創設（恒久措置）</p>